

新型コロナウイルス情報（ボツワナ）（4/16 現在）

- ボツワナの感染者数は2名増加し、累計15名となりました。
- 非常事態の期間が6か月に延長されました。
- ボツワナ政府が、移動許可証のオンライン申請システムを発表しました。
- 短期旅行者でボツワナに滞在を余儀なくされている場合には当館に滞在場所の連絡をお願いします。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努め、特に政府発表等は原文をよく確認するようにしてください。

1 感染状況

4月16日クワペ保健大臣は、新たに新型コロナウイルス感染者2名が確認されたと発表しました。現在、ボツワナでの累計感染者数は15名（うち死亡者数は1名）となっています。なお、4月16日までに隔離された者は累計2,573名、隔離解除された者は2,032名、現在も指定施設にて隔離されている者は541名、自宅隔離の者は208名となっています。

2 ボツワナ政府の対応

（1）非常事態の延長

4月9日の特別国会で、非常事態が6か月に延長されることが可決されました。非常事態の間は、ボツワナ人あるいは非ボツワナ人居住者以外のボツワナへの入国の制限、学校等教育機関の閉鎖等が引き続き実施されます。（ただし、短縮される可能性もあります。）

（2）移動許可証のオンライン申請システム

4月16日、ボツワナ政府は移動許可証のオンライン申請システムを発表しました。移動許可証は、こちらから申請可能です。

<https://covid19.gov.bw/>

（システムの不具合等から申請できないこともありますので、その場合は従来通りの手続きをお願いします。）

なお、外出はあくまでも「特例措置」として認められますので、この期間中の不要不急の外出はできるだけ控えるようにしてください。

（3）新たな検査イニシアティブ

ボツワナ保健省は、国内での検査に関し、4月19日から新たなイニシアティブを実施予定であると発表しました。このイニシアティブとは、ハボロネ市内のGingerなど、ある特定の地域を対象に、20,000人の検査を一度に実施し、その中で感染者が見つかった場合、その地域全体を隔離するというものです。

（4）政府発表等はボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」で閲覧可能ですので、よく原文を確認するようにお願いいたします。

<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>

（ご連絡先）

在ボツワナ日本国大使館

住所：4th floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：（+267）-391-4456

Emailでのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp